５　通報要領

１　通報の重要性

京都市消防指令センター

消防機関への通報は，火災の内容が十分に把握できない場合でも，まず通報し，状況が確認でき次第，随時情報を通報します。これは，通報によって消防隊の迅速な出動や，必要資器材の準備など火災やその他の災害態様に応じた適切な消防活動が行えるからです。このほかに，「上司の許可を得てから通報しよう」，「火災の状況を確認してから通報しよう」，「もうすでに誰かが通報しただろう」などの理由で通報が遅れ，被害を拡大させてしまった事例もあります。したがって，消防機関に対する通報は，何よりも優先して行わなければなりません。

２　消防機関（１１９番）への通報

火災を発見したとき，又は発見者より通報を依頼されたときは，直ちに消防機関（１１９番）へ通報しなければなりません。通報は，慌てず，プッシュボタンを確実に押して，次の通報内容を正確に伝えてください。

① 事故の種別（火災又は救急）
② 所在地
③ 建物の名称
④ 火災の状況（出火位置，燃焼物，逃げ遅れの有無等）
⑤ その他

なお，内容を迅速，的確に通報するためには，電話の設置場所に**「１１９番通報メモ」**を提示しておくことが良い方法です。

※内線電話では，「０」発信（発信音の確認）に注意が必要です。
※携帯電話を使用の場合は，その場を移動せず，市町村名から通報してください。

１１９番通報メモ

※コピーして使用してください。

①火事か，救急か	火事です　・　救急です
②場所は	京都市　　区 建物名称
③目標となるものは（〇〇小学校の前，〇〇交差点の近くなど）	目標は， です。
④燃えているもの（救急なら誰がどのような状態か）	（火災のとき）　が燃えています。 （救急のとき）　（誰）　が　（状態）　です。
⑤通報者の連絡先	電話番号　（　　―　　―　　） 携帯電話の番号　（　　―　　―　　）